天神明治通り街づくり協議会
規約

九州各県での人口減少や世界的な経済社会などが大きく変わりつつある中、福岡を牽引するビジネス地区として発展してきた天神明治通り地区は、一体的な更新期を控え、まさに大きな転換期を迎えている。

当地区では、九州・アジア新時代の交流拠点といった都市像や、環境、魅力、安全安心、共働など、今後求められる都市づくりの視点を踏まえながら、世界に評価されるようなビジネス街を創造し、持続可能な都心づくりを牽引していくことが必要と考えている。

このことから、その実現に向け、地区の地権者が互いの立場の違いを超えて積極的に共働するための場として、天神明治通り街づくり協議会を設立するものである。

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、天神明治通り街づくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、天神明治通り地区及びその周辺地区（以下「地区」という。）において、地区の地権者の共働によって持続可能な街づくりを推進することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため、地区において次の活動を行う。

（１）グランドデザインの作成と運用

（２）地権者間および行政、ＷｅＬｏｖｅ天神協議会等との調整・連携

（３）街づくりに関する調査・研究

（４）公的施設の整備・管理計画の作成

（５）その他本会の目的を達成するための施策

第２章　会員

（種別）

第４条　本会の会員は、次のとおり正会員、特別会員、賛助会員から構成される。

（１）正会員　本会の趣旨に賛同し、天神明治通り地区内の土地建物等の全部あるいは一部の所有者であり、再開発を検討する意思を有する者とする。

但し、建物およびその建物の敷地とみなされる全ての土地（以下、「敷地」という。）を１単位とし、会員は単位あたり１者を原則とするが、理事会の承認を得た場合にはこの限りではない。

また、天神明治通り地区内のどの建物にも属さない土地を所有する権利者につい

ては、一団とみなされる範囲の土地を敷地の１単位とし、会員は単位あたり１者を原則とするが、理事会の承認を得た場合にはこの限りではない。

（２）特別会員　本会の活動を行政、学術等の立場から支援する者であって、原則として、行政機関、公的機関、教育・研究機関、もしくは専門的知識を有する学識経験者等とする。

（３）賛助会員　正会員の資格は有さないが、本会の趣旨に賛同するとともに、本会の活動に協力の意思を有し、理事会が承認する者。

（入会）

第５条　会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書に委員および委員代行を選任の上、理事会に申し込むものとし、理事会は、入会しようとするものが本会の目的の実現に寄与するよう第３条の活動に参画できると認めるときは、入会を認めなければならない。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者又はその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）及び次の各号に該当する者（以下、反社会的勢力とあわせて「反社会的勢力等」という。）は会員となることができない。

（１）自己、自社又は第三者の不正の利益を計る目的もしくは第三者に損害を加える目的を持って反社会的勢力を利用する者

（２）反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力している者

（３）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

（４）反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用している者

（５）反社会的勢力によって実質的に経営を支配される関係にある者

３　理事会は、本条第１項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本条第１項の申請をしたものにその旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第６条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき。

（２）会員である団体が消滅したとき。

（３）天神明治通り地区内の土地建物の所有者あるいは建物の入居者でなくなった場合。

（４）正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

（５）除名されたとき。

（除名）

第７条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

（1） この規約に違反したとき。
（2） 入会後に第５条第２項に該当するような者と判明したとき。
（3）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　　前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)
第８条　会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(年会費)
第９条　正会員及び賛助会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合にはこの限りではない。

(事業負担金)
第 10 条　会員は、特定事業の特定財源となる事業負担金を負担することができる。

第３章　役員

(種別及び定数)
第 11 条　本会に次の役員を置く。
（1） 会長　　１名
（2） 副会長　　２名
（3） 理事　　５名以下
（4） 会計監事　１名
（5） 顧問　　３名以下
（6） 特別顧問　１名

(役員の選任)
第 12 条　役員は、総会において選任する。

(役員の職務)
第 13 条　会長は、本会を代表し、総会を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め会長が指名する副会長がその職務を代行する。
３　理事は、会長、副会長とともに理事会を構成し、総会および理事会の議決に基づいて会務の執行にあたる。
４　会計監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
５　顧問は、本会の事業全般について専門的見地から意見を述べる。

６　特別顧問は、会長または理事会の求めに応じて、本会の事業全般について意見を述べる。

（役員の任期）
第14条　役員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。

（役員の変更）
第15条　役員が、人事異動等により、任期の途中で、その役職を務められなくなった場合には、その役員の所属する会社より後任を選定し、その旨理事会に届け出ることにより、変更できるものとする。

第４章　総会

（構成）
第16条　総会は、会員から構成され、各会員が届け出た委員が出席する。ただし、届出により代理のものが出席できるものとする。

（機能）
第17条　総会は、次の事項を議決する。
（１）役員を選任すること。
（２）予算を定めること。
（３）決算を認定すること。
（４）事業計画を定めること。
（５）事業報告を認定すること。
（６）規約の制定及び変更に関すること。
（７）本会の解散。
（８）その他本会の重要事項。

（開催）
第18条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）正会員が有する議決権総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（招集）
第19条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第２号の規定による請求があったときは、請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面に

より、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 20 条　総会の議長は、会長もしくは会長が指名した者が総会の承認を得てこれにあたる。

（総会の定足数）

第 21 条　総会は、正会員が有する議決権総数の過半数の出席がなければ開会することができない。なお、委任状の提出があるときは出席したものとみなす。

（総会の議決）

第 22 条　総会における議決事項は、第 19 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員が有する議決権の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

２　総会の議事は、出席した正会員が有する議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、17 条（６）から（８）に関する議決については、出席した正会員が有する議決権総数の４分の３をもって決する。

（議決権）

第 23 条　正会員は、原則 1 会員につき議決権 1 を有する。但し、第 17 条（６）から（８）に関する議決については、別に定める議決権を加算する。

第５章　理事会

（構成）

第 24 条　理事会は、会長・副会長および理事で構成され、それぞれが指名する者（原則として各社が届け出た委員代行）が代行する事ができる。また、会長が必要と認める者が参加できるものとする。

（機能）

第 25 条　理事会は、次の事項を掌る。

（１）会員の入退会の承認

（２）総会の議決した事項の執行管理

（３）総会への付議事項の決定

（４）幹事および幹事長の選任

（開催）

第 26 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）会長あるいは副会長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の２分の１以上から理事会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（招集）
第27条　理事会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２号の規定による請求があったときは、請求があった日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第28条　理事会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

（定足数）
第29条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。なお、委任状の提出があるときは出席したものとみなす。

（議決）
第30条　理事会における議決事項は、第27条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、この限りではない。
２　理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第６章　幹事会

（構成）
第31条　幹事は10名以内とする。
２　幹事会は、幹事により構成され、幹事会に幹事長を置く。

（機能）
第32条　幹事会は、執行統括及び理事会の補佐を行う。

（開催）
第33条　幹事会は、幹事長が必要と認めたときに開催する。

（招集）
第34条　幹事会は、幹事長が招集する。

第７章　事務局

（設置）

第 35 条　本会の運営を補佐し、事務、会計等を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な事務局員を置く。

３　本会は第 30 条の議決により、事務局業務を第三者に委託できるものとする。

第８章　財務

（収入）

第 36 条　本会運営のための必要な資金は、年会費、事業負担金、事業収入、行政負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

（事業年度・会計年度）

第37 条　本会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、設立初年度は設立時より翌年３月３１日までとする。

（事業計画及び予算）

第 38 条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第 39 条　本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、会計監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第９章　規約の変更、協議会の解散

（規約の変更）

第 40 条　規約を変更するときは、総会に出席した正会員が有する議決権総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

（解散）

第 41 条　本会を解散するときは、正会員が有する議決権総数の４分の３以上の同意を要する。

第１０章　その他

（秘密保持）

第42条　本会の会員は、本会の活動に関連して直接または間接に知り得た秘密を保持し、本会の同意なくして第三者に開示してはならない。

（信義則）

第43条　本会の会員は、信義に基づき誠実に活動を遂行する。

（委任）

第44条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附則

1　この規約の変更は、2009年5月28日から施行する。

2011年4月28日、一部改正
2013年4月16日、一部改正
2015年4月27日、一部改正
2016年4月20日、一部改正
2017年4月14日、一部改正
2018年4月18日、一部改正
2019年4月19日、一部改正
2021年4月20日、一部改正
2022年4月20日、一部改正

（別紙）

■年会費（第９条）

正会員	会長	375 万円
	副会長	225 万円
	理事	下表「年会費基準単価表」より 該当するものを合計（上限 225 万円）
	一般	下表「年会費基準単価表」より 該当するものを合計（上限 22 万 5 千円）
特別会員		0 万円
賛助会員		15 万円

【正会員年会費基準単価表】

理事	敷地面積	500 坪以上	225 万円
		250 坪以上 500 坪未満	150 万円
		100 坪以上 250 坪未満	75 万円
一般	敷地面積	500 坪以上	22 万 5 千円
		250 坪以上 500 坪未満	7 万 5 千円
		100 坪以上 250 坪未満	3 万 7 千 5 百円
		50 坪以上 100 坪未満	2 万 2 千 5 百円
		50 坪未満	7 千 5 百円

※敷地面積は、登記簿面積を指す。但し、収益事業に供する土地に限る。

※年会費基準単価は、1 つの建物の敷地、あるいは一団の敷地毎に算出する。

複数の建物及び敷地を所有する会員は、個別に算出した後に合計したものを当該会員の年会費とする。

但し、理事は 225 万円、一般は 22 万 5 千円を上限とする。

※1 単位に対し、2 者以上の会員がある場合（第 4 条（1）但し書き）、理事会の承認の上、会費を按分するものとする。

※年会費は会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）を単位とし、10 月 1 日以降の入会は半額とする。

（別紙）

■議決権（第２３条　但し書き）

※下記の計算式を基に算出する。

議決権　＝　敷地面積（坪）÷１００（小数点以下四捨五入）

※議決権は、１つの建物の敷地あるいは一団の敷地毎に算出する。

但し、1会員が有する議決権の上限は5とする。

※1単位に対し、2者以上の会員がある場合（第4条（1）但し書き）は、理事会の承認の上、

その議決権を分割し、その割合は敷地面積割合を原則とする。

但し、いずれの場合でも小数点以下の議決権は四捨五入するものとする。